平成２５年（フ）第１６６８号
名古屋市中区金山２丁目１番10号　フォーエバー金山201号
債務者　但馬　正信
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１２２号
神奈川県横須賀市長瀬２丁目10番７号スカイハイツ201
債務者　横谷　一成
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第１１４号
島根県安来市広瀬町広瀬841番地
債務者　切川ゆかり（旧姓兼次）
1　決定年月日時　平成25年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１０５号
山口市阿知須757番地20
債務者　川村　紀子
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１５０６号
名古屋市守山区御膳洞425番地　大森アイリス弐番館202号
債務者　馬渕　文明
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１０３０５号
東京都足立区保木間１丁目33―14―103
債務者　竹内　浩二
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０３０６号
東京都青梅市成木１丁目89―１
債務者　加藤　芳春
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０３５５号
東京都足立区加平１丁目22―６―402
債務者　内田真由美
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０３５７号
東京都町田市木曽東１丁目３番Ｃ８―306号
債務者　内田　浩
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０３５８号
東京都大田区東糀谷６丁目８―７―202
債務者　野口　裕朗
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０３７０号
東京都世田谷区三軒茶屋２丁目40―13―102
債務者　登喜　忠弘
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０３７１号
千葉県印西市木下東１―４―15、住民票上の住所静岡県御殿場市東田中３丁目13―16
債務者　石田　　充
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０３７４号
東京都杉並区久我山５丁目27―３―303
債務者　堀田　晃弘
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０３７９号
東京都葛飾区新宿５丁目23―10―101
債務者　島田　　仁
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０３８１号
千葉県市川市国府台３丁目３―１
債務者　長嶋　洋子
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０３８２号
千葉県千葉市美浜区幕張西６丁目25―12
債務者　矢崎美代志
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部